

農作業受委託規程

【目 的】

第1条 この規程は、ほくさい農業協同組合（以下「組合」という。）が組合員からの委託を受けて行なう農作業（以下「受託農作業」という。）の実施に関し、必要な事項を定め、受託農作業の適正、円滑な実施に資することを目的とする。

【受託農作業の種類】

第2条 この組合が行なう受託農作業は次のとおりとする。

- 1 水稲・麦・大豆等の農作業管理
- 2 野菜等の農作業管理
- 3 果樹等の農作業管理
- 4 その他農産物生産のための農作業管理

【委託者】

第3条 この組合の地区内において農業生産を行う者は、この組合に対し前条に掲げる農作業の委託をすることができる。

【委託の申込み】

第4条 この組合に農作業の委託をしようとする者は、別に定める様式による農作業委託申込書をその農作業実施予定日の30日前までにこの組合に提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

【受託の承諾】

第5条 この組合は、前条の申込みがあった場合において農作業委託申込書の内容等を審査し、受託して農作業を実施することが可能であると認めたときは、別に定める様式により委託申込者に対し農作業の受託承諾の通知をするものとする。

【受託の制限】

第6条 この組合は、次の各号の1に該当する場合には農作業の受託をしないことができる。

- 1 この組合が定める農作業受委託事業運営実施細則に定める受託の条件に適合しないと認められる場合
 - 2 委託申込みにかかる農地の圃条件が機械作業等に適しないと認められる場合
 - 3 受託農作業の適期実施に要する農業労働力の調達が困難であると認められる場合
- ② この組合は、農作業の委託の申込みに応諾しないこととした場合は、その旨を速やかに申込み者に通知するものとする。

【解約の制限】

第7条 委託者およびこの組合は、農作業の委託申込みおよび農作業の受託承諾の通知を行なった後は、やむを得ない事由がある場合を除き、解約の申し入れをしないものとする。

【受託農作業の実施】

第8条 受託農作業の実施にあたっては、受託承諾書およびこの規程ならびにこの組合が定める農作業受委託事業運営実施細則に定めるもののほか、委託者の指示するところによるものとする。

【収穫物の所有権】

第9条 受託農作業の実施により生ずる収穫物の所有権は委託者に帰属するものとする。

【善管注意義務】

第10条 この組合は、受託農作業を行なうにあたっては、善良なる管理者の注意をもって委託者の利益に最も適合するよう配慮しなければならない。

【受託した農作業の再委託】

第11条 この組合は必要があると認められるときは、受託した農作業を受託組織及び専業農家等に再委託することができる。

【作業料金基準の設定】

第12条 この組合は、受託農作業運営協議会の議を経て受託農作業の単位面積または単位作業量当たりの作業料金基準を定め、これを毎年3月31日までに公表するものとする。

【損害賠償】

第13条 この組合は、受託農作業の実施に関し、故意または重大なる過失により委託者に対し損害を与えた場合は、その責を負うものとする。

【受託農作業運営協議会】

第14条 この組合は、受託農作業の適正、円滑なる実施を図るため、委託者、農作業再受託者、機械施設オペレーター、加須農林振興センター普及部等からなる受託農作業運営協議会を設置するものとする。

② 受託農作業運営協議会においては受託農作業の基本方針、受託の条件、受託経費、その他受託農作業の実施に関する重要事項について協議するものとする。

【委任事項】

第15条 この規程に定めるもののほか、受託農作業の実施に関し、必要な事項は、この組合が別に定めるところによるものとする。

【改 廃】

第16条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附 則

この規程は、平成15年12月24日から施行する。(平成15年12月24日理事会承認)